

**令和8年度転職者確保等支援事業
企画提案募集要項**

兵庫県では、全国の転職希望者が増加傾向にあるものの、県内中小企業への採用につながっていない現状を踏まえ、人材紹介会社向けのセミナーや県外の転職希望者への合同企業説明会を通して、企業・転職希望者双方への支援を実施します。

また、就職氷河期世代等の不安定就労者及び未就職者等に対し、県内企業をおためし体験できる機会を提供することにより、求職者の適性に合った企業への就職を支援する（社会人インターンシップ）を実施します。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

1 業務の内容

令和8年度転職者確保等支援事業

項 目	内 容	
業務内容	1 県外からの転職者確保支援事業	
	（1）人材紹介会社（転職エージェント）向けセミナー	
	対 象 者	兵庫県を担当する人材紹介会社（転職エージェント）のアドバイザー等
	回 数	2回 ※実施時期は県と相談の上決定する
	場 所	神戸市内又は大阪市内、東京都内 各1回
	内 容	事業趣旨を踏まえた構成とし、参加者に知ってもらいたい情報、参加者が知りたい情報を組み合わせるなど、参加者確保につながる内容とすること
	実施業務	①セミナープログラムの設定 ②セミナー開催
	（2）転職希望者向け合同企業説明会	
	対 象 者	主に県外在住で転職を希望している者
	回 数	1回 ※日程は同様のイベントと重複・近接しないよう配慮した日を設定すること
	場 所	大阪市内で、参加者の利便性を考慮した場所
	企 業 数	50社程度
	実施業務	①参加企業の推薦及び連絡調整業務 ②合同企業説明会の開催業務
	（3）社会人インターンシップの運営（2と共通）	
	2 県内不安定就労者就労支援事業	
（1）体験者の募集・受付・登録等		

	<p>(2) 企業体験の受入企業募集・受付・登録等</p> <p>(3) 企業体験の実施</p> <table border="1" data-bbox="375 286 1452 1030"> <tr> <td data-bbox="375 286 715 425">ミニ体験コース</td> <td data-bbox="715 286 1452 425"> <ul style="list-style-type: none"> ・数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会に加え、就業意欲の促進やスキルアップを目的とした就職支援セミナー等を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 425 715 750">職場体験コース</td> <td data-bbox="715 425 1452 750"> <ul style="list-style-type: none"> ・1日～1週間程度の職場体験（職場体験、業務実習等）を実施 ・実施にあたっては実施企業を選定し、モデルコースとして開催 ・職場体験プログラム作成にあたっては、県内外求職者に企業の魅力や就職後の業務内容がイメージしやすいものとなるよう企業に対し作成を支援（50社×2回） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 750 715 1030">オンライン体験コース</td> <td data-bbox="715 750 1452 1030"> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し県内企業とのマッチングの場をより多く提供するため、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験等を実施 ・実施内容を当該コースと同程度の集客が見込めるミニ合説等の形式に振り替えて、オンライン形式で実施することも可 </td> </tr> </table> <p>(4) 県外転職希望者向け支援</p> <p>(5) 広報</p> <p>(6) セミナー等の実施</p> <p>(7) 他事業連携</p> <p>(8) 調整窓口の設置</p> <p>(9) 滞在支援オプション対象者の報告（県外からの参加者を対象）</p> <table border="1" data-bbox="375 1310 1452 1680"> <tr> <td data-bbox="375 1310 638 1489"> <p>①滞在費助成 （県より対象者へ直接補助 720,000円）</p> </td> <td data-bbox="638 1310 1452 1489"> <p>支援内容：対象者の参加期間中の滞在費を補助 補助率：1/2 補助上限：24千円/回（4千円/泊） ただし、往復旅費8千円未満の場合は滞在費を支給しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1489 638 1680"> <p>②来県旅費助成 （県より対象者へ直接補助 1,200,000円）</p> </td> <td data-bbox="638 1489 1452 1680"> <p>支援内容：対象者が参加時に来県する際の旅費の一部を補助 補助率：1/2 補助上限：20千円/回×2回</p> </td> </tr> </table> <p>(10) プログラム作成支援</p> <p>※詳細は別紙「令和8年度転職者確保等支援事業業務仕様書」を参照。</p>	ミニ体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会に加え、就業意欲の促進やスキルアップを目的とした就職支援セミナー等を実施 	職場体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1日～1週間程度の職場体験（職場体験、業務実習等）を実施 ・実施にあたっては実施企業を選定し、モデルコースとして開催 ・職場体験プログラム作成にあたっては、県内外求職者に企業の魅力や就職後の業務内容がイメージしやすいものとなるよう企業に対し作成を支援（50社×2回） 	オンライン体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し県内企業とのマッチングの場をより多く提供するため、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験等を実施 ・実施内容を当該コースと同程度の集客が見込めるミニ合説等の形式に振り替えて、オンライン形式で実施することも可 	<p>①滞在費助成 （県より対象者へ直接補助 720,000円）</p>	<p>支援内容：対象者の参加期間中の滞在費を補助 補助率：1/2 補助上限：24千円/回（4千円/泊） ただし、往復旅費8千円未満の場合は滞在費を支給しない。</p>	<p>②来県旅費助成 （県より対象者へ直接補助 1,200,000円）</p>	<p>支援内容：対象者が参加時に来県する際の旅費の一部を補助 補助率：1/2 補助上限：20千円/回×2回</p>
ミニ体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会に加え、就業意欲の促進やスキルアップを目的とした就職支援セミナー等を実施 										
職場体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1日～1週間程度の職場体験（職場体験、業務実習等）を実施 ・実施にあたっては実施企業を選定し、モデルコースとして開催 ・職場体験プログラム作成にあたっては、県内外求職者に企業の魅力や就職後の業務内容がイメージしやすいものとなるよう企業に対し作成を支援（50社×2回） 										
オンライン体験コース	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し県内企業とのマッチングの場をより多く提供するため、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験等を実施 ・実施内容を当該コースと同程度の集客が見込めるミニ合説等の形式に振り替えて、オンライン形式で実施することも可 										
<p>①滞在費助成 （県より対象者へ直接補助 720,000円）</p>	<p>支援内容：対象者の参加期間中の滞在費を補助 補助率：1/2 補助上限：24千円/回（4千円/泊） ただし、往復旅費8千円未満の場合は滞在費を支給しない。</p>										
<p>②来県旅費助成 （県より対象者へ直接補助 1,200,000円）</p>	<p>支援内容：対象者が参加時に来県する際の旅費の一部を補助 補助率：1/2 補助上限：20千円/回×2回</p>										
<p>目標値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人材紹介会社（転職エージェント）向けセミナー セミナー参加者数：60人（1回あたり30人） ■転職希望者向け合同企業説明会 説明会参加者数：100人 ■社会人インターンシップの運営 										

	受入企業登録企業数：600 社 体験者数：750 人（うち、県外からの体験者数：340 人） 就職者数：70 人（うち、県外からの就職者数：30 人）
限度額	23,110,000 円（消費税及び地方消費税含む） ※助成金原資は含まない
事業期間	契約締結の日から令和9年3月31日（最長）まで

2 応募要領

(1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

(2) 審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

② 審査基準

「事業の遂行能力」（基本的な考え方、業務執行体制、類似業務の実績）

「事業の広報体制」（募集・周知方法の効果、企業開拓・周知方法の効果、広報媒体及び広報量の妥当性）

「事業の運営体制」（プログラム・構成、各コースの企画・構成、受入企業と参加希望者のマッチング、人員体制）

「その他」（経済性）

などを中心に審査を行う。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

- ① 企画提案申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業実施スケジュール（様式3）
- ④ 経費積算見積書（様式4）

※委託料には、当業務に係る所要経費を全て見積ること。なお、委託料に助成金原資は含まない（業務仕様書4（9））。

- ⑤ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）
- ⑥ 県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（下記ア、イ）

※提出の日において発行から3か月以内のもの

※県の入札参加資格を有している場合は不要

ア 県税に滞納のない証明

「納税証明書（3）」（兵庫県内の県税事務所が発行）

※公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（3）の添付に代えて誓約書（別添様式）を提出すること。

イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

「納税証明書 その3の3」（本店所在地を所管する税務署が発行）

- ⑦ その他、県から個別に提出を求められた書類

(4) 企画書等提出期限

令和8年3月11日（水）17:00 必着（持参または郵送）

上記（3）で定められた様式を提出のこと（正本1部 副本6部）

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く9:00～12:00 及び13:00～17:00

(5) 募集要項等の内容に関する質問及び回答

① 受付期間

令和8年2月25日（水）から3月4日（水）17:00 まで

② 提出方法

電子メールにより（6）に掲げる連絡先に提出の上、電話等により受信確認を行うこと。

③ 質問に対する回答

令和8年3月6日（金）までに、質問者に電子メールにより回答する。

なお、複数団体から同種の質問が想定されるもの等については、ホームページ上で公開する。

(6) 企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班、雇用・就業支援担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-362-3357、078-362-3227 FAX 078-362-3392
E-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

(7) 契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

23,110,000円

※助成金原資は含まない

③ 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(8) その他

令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。